

令和4年度 第1回中井町都市計画審議会 議事録

日 時	令和4年6月3日（金） 14時00分～16時00分
場 所	中井町役場3階 3A会議室
出席者	<p>【委員】※敬称略</p> <p>学識経験者：重田龍雄（会長）、関野達夫、 森眞一、相原榮司、相原尊行</p> <p>町 議 会：戸村裕司、古宮祐二</p> <p>行政機関：山口政則（松田警察署長 代理出席：辻本交通課長） 福島温（神奈川県西土木事務所長）</p>
事務局	<p>まち整備課 武井参事兼課長、市川主幹兼班長（司会）、高知尾主査</p>
傍聴者	1名
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 会長あいさつ 3. 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 都市づくりの目標、全体構想について <ul style="list-style-type: none"> ・第1章 都市づくりの目標（素案）、第2章全体構想（素案） ・第3回都市計画審議会議事録 (2) 地域別構想について <ul style="list-style-type: none"> ・第3章 地域別構想（素案） 4. その他 5. 閉会
配布資料	<p>（資料1） 第1章都市づくりの目標（素案）、第2章全体構想（素案）</p> <p>（資料2） 第3章 地域別構想（素案）</p> <p>（参考資料1） 第3回中井町都市計画審議会議事録</p>

【議事録】

発言者	内 容
事務局	<p>1. 開会 市川班長の司会により、中井町都市計画審議会の開催が告げられ、事務局紹介の後、審議会の進行について説明が行われた。</p> <p>2. 会長あいさつ 会議に先立って、会長から挨拶をいただいた。</p> <p>3. 協議事項 協議事項に入る前に、司会の市川班長から、条例第6条第1項に基づき、「委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない」ことを説明し、定足数の確認を行った。委員8名の出席を確認し、会議が成立していることを報告した。（1名会議途中から出席）</p>
事務局	<p>(1) 都市づくりの目標、全体構想について ※資料説明（資料1）</p>
会長	<p>何かご意見ご質問はあるか。</p>
委員	<p>将来都市像について、中井町を都市と捉えることがしっくりと来ないと指摘させてもらった。内容をしっかり説明する記載となり、レベルの高いものを目指して行ってもらっている。町民からは移動、買い物、通院の3つの利便性向上が非常に求められていると思うが、その辺りを網羅した中で発展した都市に近づけていくという意気込みを感じるので、是非進めていただきたい。</p> <p>緑の安らぎや他の部分においても、活かすを「いかす」とひらがな表記にしているが、なぜ変えたのか教えてほしい。</p> <p>全体構想の12頁において、空き家の適正な管理の促進について記載が追記されている。昨年度の都市計画審議会において、令和3年度に実施した空き家調査についての報告をするという話があったが、そちらの報告をいただきたい。</p> <p>18頁において、住宅建築時における道路の拡幅や隅切りの確保等と修正いただいているが、なぜ修正したのか。これはセットバックのことを言っているのか、それとも何らかの計画や取り決めがあることから、通常より多くのセットバックを想定しているのか、ご説明いただきたい。</p>

発言者	内 容
事 務 局	<p>20 頁の方針図は前回と比べどこが変化したのか教えていただきたい。</p> <p>23 頁は緑のネットワークの形成が削除されている。なぜ削除したのか教えてほしい。</p> <p>「いかす」の表記を修正したことについては、概ね「活かす」を用いていたが、その漢字自体が常用漢字ではなかった。常用漢字としては「生かす」となる。「生きる」という文字を使うのはイメージが異なり、常用漢字ではないものを使うわけにはいかないということで、ひらがなの「いきる」を用いることにした。</p> <p>空き家の報告については失念しており申し訳ない。次回都市計画審議会で報告できるようにしたい。</p> <p>道路の拡幅は、基本的に住宅建築時におけるセットバックの記述である。元の記載では、「道路後退用地整備事業に合わせ狭隘道路整備計画による整備を進める」といった表現になっていたかと思う。期間が数年で終わってしまう計画や事業であるが、道路の拡幅自体は継続していくつもりであるため、書き方を変えて計画名等を省いた表現としている。</p> <p>20 頁の交通体系の整備の方針図について修正したのは、凡例の表記である。凡例の右上から二つ目、「主要地域内幹線（未整備）」から「主要地域内幹線（未改良）」に修正している。赤字表記できておらず申し訳ない。</p> <p>23 頁の「公園・緑地の整備・保全の方針図」について、「緑のネットワークの形成」の凡例を削除している。合わせて 22 頁の「2) 緑のネットワークの形成」において「○緑の拠点とネットワークの形成」と修正しているが、もとは「緑のネットワークの形成」という文言だった箇所である。現在表記している 4 つの河川に沿う形で「緑のネットワークの形成」の凡例を記載していた。都市基幹公園や緑の骨格軸、地域資源を活用した拠点等を、河川や河川沿いの遊歩道でネットワーク化していくという表現になるが、それを緑のネットワークとして図示すると、河川との重複、河川＝緑ではないといったことがあるため、「緑のネットワーク」ではなく「緑の拠点とネットワークの形成」という表現にして、凡例から除き、各都市基幹公園や緑の拠点を河川や遊歩道等で結んでいくという表現にしている。</p>

発言者	内 容
委員	今の説明の中で、「道路後退用地整備事業」という記載を修正したという話があったが、中井町はセットバック部分を買取りしているのか。
事務局	中井町の場合、土地また工作物全部を補償、用地に関しては買収を行っている。市町村により考え方は異なり、補償をしないというところもあるということだが、そうすると建築協議が済んだ後にまた戻されるということもあるようなので、本町では買収または補償をし、建築が終わった時点で町の財産となる形で整備を進めている。
委員	その補助事業が数年でなくなるということか。
事務局	国庫補助事業の対象になっているものが、数年でなくなるというもので、ここ数年でその事業自体がなくなるという話も聞いているが、補助事業がなくなっても、町の考え方は変えず、建築に伴う拡幅、隅切り等は町独自で進めていくという考えである。
委員	その国庫補助事業がなくなると、事業名や内容が変化する可能性があるから、事業名を都市マスタープランに記載はしないが、買収や補償は町の費用で続けていくということか。 緑のネットワークの形成について、単に川沿いを全部表示するのは違うという趣旨の説明があったが、ネットワークの形成に取り組むという記載がある以上、何か表示されているほうがいいと思うが、いかがか。
事務局	方針図にもネットワーク化を表す表記があった方が分かりやすいというご指摘だろうか。こちらの表現については、事務局で改めて検討したい。
委員	7頁について、震生湖は交流拠点という位置づけはしないというお話だったが、資料2の地域別構想では「震生湖」という言葉が4箇所も記載されている。震生湖を交流拠点としない理由を再度説明いただきたい。
事務局	震生湖の扱いについては、観光に関する所管課と生涯学習課の両課と調整している。委員のおっしゃるように、人を呼び込む交流の場というのは誤りではないが、町としては交流拠点を多数持つより、中井

発言者	内 容
	<p>中央公園へ全てをつなげていきたいと考えているということで、拠点 を複数個所に置きたくないという話があり、震生湖は中井町へ来てい ただく入口の一つとして扱い、そこからさらに中井町に引き込んでい く場所としたいということで拠点としては示さないという整理を行っ た。</p>
委 員	<p>交流拠点としては、五所八幡宮周辺、中井パーキングエリア周辺と あるが、個人的には震生湖はそれに匹敵する、もしくはそれ以上の交 流拠点だと思う。</p>
委 員	<p>13 頁の 2) 自然・田園環境ゾーンということで、「②農地の保全活 用」について、「農用地区域をはじめとする」という記載が削除され ているが、削除した意図を教えてください。</p>
事 務 局	<p>町の中で都市的土地利用をするとすると、農地を減らし都市化して いくことになる。当然ながらそこがどういった農地かということが問 題になり、優良農地であれば都市的土地利用は難しいということにな る。農用地区域は主として農業で使われている土地であり、農地は保 全をする必要があるので、「農用地区域をはじめとする」というよう に区域を明示してしまうと、万が一農用地区域の都市的土地利用を 図ることになった時、町でやろうとしていることと、都市マスタープ ランに記載してあることが矛盾してしまう可能性がある。優良な農地 という記載には、当然農用地区域も含まれることになるので、農用地区 域という文言を除いた表現に修正させていただいた。</p>
委 員	<p>先ほどお話が出ておりますように、実際にこの農用地区域は市街化 調整区域の中にある。また市街化調整区域の中の農業振興地域におい てそれを明記してしまうと、色々問題があるということと思われる。</p>
事 務 局	<p>一番わかりやすいところでは、15 頁の土地利用方針図において、グ リーンテクなかいの中に、青い大きな丸で囲まれた産業拠点（新規） という部分がある。そのエリアの上の方は農地であり、実際に現在農 用地区域となっている。今後都市的土地利用ができればいいのではな いかと町でも考えている部分だが、「農用地区域をはじめとする優良 な農地の保全に取り組む」という記載をしてしまうと、13 頁の記述と 15 頁の図の記載内容が矛盾してしまうというところもあるので、その 記載を削除させていただいた。</p>

発言者	内 容
会 長	<p>2点ばかり説明の補足をお願いしたい。</p> <p>1つ目は空き家について、荒廃した空き家の整理をしていきたいという説明があったが、過去に町が空き家募集のパンフレットを作成し、不動産屋か町が空き家の仲介をするといった取り組みがあったように記憶している。同様の取り組みについて記載するのかと思っていたが、この文面だとそうではないように思う。この記載の本意をうかがいたい。</p> <p>また19頁の中井パーキングエリアについて、スマートインターを作る予定ではないという記述と読み取れる。実際に秦野中井インターや大井松田インターが近くにある状況では、中井に第3のスマートインターを設置することは難しく、財政負担的にも不可能と思われるが、そういった説明を踏まえて、この中井パーキングエリアに関する記述がこのような表現になったということを説明してほしいと思う。会議の中で質問がないから了承されたということではなく、スマートインターがあったほうが良いという意見が出たときに、答弁できるようにしておいた方がよいと思われる。</p>
事 務 局	<p>ご指摘感謝申し上げます。空き家について、会長がおっしゃっていたのは恐らく空き家バンクのことと思われるが、所管課では現在も継続中である。町として今後も増えていくであろう空き家については、適正な管理の促進や、特定空き家への対応が必要になってくることを想定してこちらの追記をしたところである。空き家の活用の部分については、同じく12頁の「○多様なニーズに対応した住宅市街地の形成」において「空き家の活用等を図りながら、新たな住宅市街地の形成にも取り組みます」ということで、空き家を排除していくのではなく、有効活用していくことが第一にあると考えている。あくまでも先ほどの特定空き家はやむを得ない場合という考えである。</p> <p>中井パーキングエリアについては、説明が不足しており申し訳ない。会長のご説明通りの実態であると事務局としても認識している。</p>
委 員	<p>8頁の「②都市骨格軸」に道路名称の記載があるが、これらの記載順に意図があるのだろうか。特に、一番下の「インター境線及び（仮称）秦野中井インター平塚アクセス道路」は、名称が長いため一番下に記載されているのか、（仮称）渋沢中井線は渋沢インターチェンジの完成まで時間があるので、この順序が正しいのかお聞きしたい。</p>

発言者	内 容
事 務 局	<p>次に 19 頁の「○交通規制の見直し検討」において、今年度から防災安全専門員がいなくなったため、記載の一部が削除されているものと思われるが、交通規制等については、交通規制の解除のようなものを入れておいていただいた方がいいのではないだろうか。また、大型車両の通行する道路はあまりないが、通学路等の生活道路においては、交通指導隊や子ども安全パトロール員など、地域の住民の方も交通安全活動に参加されているので、「地域の方の協力で」といった文言を入れて、交通安全もしくは交通規制等についても人的な協力があるということに記載するといいいのではないだろうか。</p> <p>8 頁の都市骨格軸の道路名称の記載順に、特に意図はない。強いて言えば、現行の都市マスタープランにある程度近い形での記載になっているが、委員のおっしゃるように、記載順が優先度の違いに見えなくもないので、記載順については一度精査させていただきたい。</p> <p>また、19 頁の交通規制の見直し検討の部分についても、委員のおっしゃられたような形での記載可否を検討の上、修正させていただければと思う。最初におっしゃっていた交通規制の解除のイメージがつかめなかったため、再度ご説明いただければと思う。</p>
委 員	<p>以前、五所八幡宮沿いにおいて、7時半から8時まで自転車と自動車が入り禁止になっているところを、誤って自転車で入ってしまい注意を受けたことがあるが、後にその道は交通規制が解除されていた。そういった経験から改めて町がどのように交通規制を把握しているのかを確認したところ、全貌は把握していないということが分かった。そのため、町の方でもきちんと交通規制について把握してもらいたいし、規制を示す看板もズレていて見えなかったということがあったので、規制の柔軟性のある運用といった意図で解除と申し上げた。</p>
事 務 局	<p>つまり場所によって規制を追加したほうがいいところもあり、わかりづらい規制がある場所は規制をなくすような、状況に応じた依頼などをしていったらどうかというご指摘だろうか。</p>
委 員	<p>おっしゃるとおりである。</p>
事 務 局	<p>改めて検討させていただきたい。</p>

発言者	内 容
会 長	他に質問等なければ、次の協議事項に進みたいと思う。
事 務 局	(2) 地域別構想について ※資料説明 (資料2)
会 長	<p>本協議事項について、ご質問、ご意見はいかがか。</p> <p>全体構想においても話があったが、久所の工業地域に関する記載について、地元の要請もあるということだったが、具体的にどのようなことがあって現在のよう表現になったのかお聞きしたい。</p> <p>次に、7頁の「○砂利採取場跡地利用の検討」において、前回の会議で、オリーブ栽培などの記述を追記してはどうかという提案があり、ここで表現されていると理解している。砂利採取場跡地の許可条件として農地もしくは山林復元があり、このような表現になっていると思うが、5頁では農地の利活用としてマウンテンバイク等が挙げられており、砂利採取場跡地の利用の検討においても、農地や山林に限定することに疑問を感じる。検討委員会も組織されていると聞いていますし、地主の意向もあるため、もう少し幅がある表現にしておいてもいいのではないかと。地主の方々は都市的土地利用を絡めた公園のようなものを望んでいる可能性もある気がしている。砂利採取場跡地の検討委員会に都市マスタープランにおける記載内容の説明を行い、了承を得ているのならいいと思うが、まだそういったことはしていないと思うので、その辺りの考えをうかがいたい。</p>
事 務 局	<p>1点目の久所地区について、久所地区の工業団地の中で、企業が撤退し空地となったところに、ある企業が進出を検討していたことがあった。しかしその企業の事業内容が、地域の環境に悪影響を与える可能性があるのではないかと住民の方々が大変不安に思われ、反対運動がおこったという経緯がある。周辺の環境に配慮できる企業誘致ができるよう、町として誘導を図ってほしいというご意見を住民の方からいただいたことがあり、今回のような記述となっている。</p> <p>砂利採取場跡地について、地権者や砂利採取事業者、行政を含めて砂利採取地対策協議会を10年ほど前に立ち上げ、数回会議を開催している。こちらは農地・山林への復元を滞りなく進めていくことを目的とした協議会という体で協議会を設置している。そのため基本的には農地・山林への復元が基本という説明は過去にも町からさせていただいている。ただし、あれだけの規模の土地なので、何かできないか</p>

発言者	内 容
会 長	<p>という声は多々いただいているのも事実である。都市的土地利用を図ることは難しく、法律上、農地・山林への復元が定められているため、復元を基本に検討せざるをえないところがある。5頁記載の里山活用拠点は市街化調整区域にある農地や山林を利活用していきたいという思いから打ち出したものであり、砂利採取場跡地についても当然含まれていいものだと考えている。会長がおっしゃるように可能性がゼロではないと町としても思っているので、7頁にそこまで含めて記載するかは、一度事務局で検討したいと思う。</p> <p>久所について、今の説明ではまったくわからない。私は説明会に行っているが、反対運動がおこったのはバイオ燃料による発電所の計画であった。野菜くずやコンビニの廃棄弁当といったものを発酵させて電気を起こす施設を作るというもので、県内から物を運んできたいという説明があったと記憶している。この建設検討地近くの北田のバス停付近に中井町唯一のワサビ田があり、湧き水がきれいで一部を中井町の水道に回しているということがあり、水質汚染への危惧が反対運動の大きな理由となっていた。他のバイオ燃料の工場を見に行っただけで、不安がぬぐえないということで実際に反対運動が行われたようである。砂利採取場跡地に建設されるという噂も出たが、いつのまにか立ち消えたようだ。そういった心配がないよう表現したいということは理解した。</p> <p>砂利採取場跡地について、農地・山林への復元に限定されると、都市的土地利用ができなくなるため、表現の見直しをぜひ検討してほしい。</p>
委 員	<p>平成21年以降、今回の改定までに一番大きく変わったのが災害に関する土地利用の考え方であると思う。災害が都市に与える影響が非常に注目されており、中井町のハザードマップも土砂災害警戒区域がかなりあるため、土木事務所でも住民説明会等をしているが、そういった区域にも居住誘導をしていくのか、開発を認めていくのかどうかは町の方でしっかり考えていただくことだと私は思っている。県の方では急傾斜地や河川整備といった災害を防ぐための工事をやっているが、ソフト面については、基本的には法律の範囲内でしか対応ができない。行政指導がなかなかできないため、現行計画から災害と土地利用に関する記述がどう変化したのかうかがいたいと思っている。全体構想の30頁及び地域別構想の8頁で若干触れられてはいるが、災害</p>

発言者	内 容
事務局	<p>対策と土地利用についてどのような立ち位置でいくのか、その辺りの観点をどのように記述していくのかお聞きしたい。</p> <p>今回の改定にあたり、災害関係の記述に関しては、地域防災計画や国土強靱化計画等をもとに所管課とすり合わせた中で、都市計画に関連する箇所を抜き出した形での記述としている。土地利用について、市街化区域内でレッドゾーンと言われる土砂災害特別警戒区域に指定されているエリアには、現在住宅はないと把握している。そのため、居住誘導を災害の警戒度が高い場所から外していくことは当然のことだが、それを敢えて計画に盛り込んで誘導していく状況ではないのではないかと考えている。当然ながら、建築確認や開発の関係で、警戒区域に入っていればそこに立地すると言うのは、法律上条件が厳しくなっているので、今後警戒区域の中に建物が建っていくことは減っていくのではないかという考えでいる。浸水に関して、中村地区の川沿いなどは浸水想定区域があり、治水対策については、全体構想の31頁等に記載しているが、土地利用に踏み込んだ記載にはなっていないかもしれないので、今後もう一度精査したいと思う。</p>
委員	<p>都市マスタープランは方針を定めるものであるため、やり方は色々あるとは思いますが、イエローゾーンであったとしても、開発許可されてしまうのは好ましくないと思うので、なるべくそういったエリアを避けて土地利用をしていくという考え方があって然りだと思ふ。イエローゾーンに既存の住宅が立地しているが、やはり新しい開発についてどのようなスタンスをとるのかということは、ぜひご検討いただきたい。その後の実際の規制に関しては当然土木事務所も連携する。例えばイエローゾーンにおいて開発した道路は引き取らないといったやり方もあると思われる。現在の減災、防災という流れの中で、都市マスタープランにぜひ土地利用に対する対策を盛り込んでいただきたい。</p>
会長	<p>今の委員のお話に関連するが、砂利採取場跡地については現在も埋め立てが行われているが、埋め立てに使われる残土はかなりの量で、かつ様々なものが含まれている。アスファルトやコンクリートの塊がそのまま入っている。また、私は残土を運ぶダンプカーが通る道路に面して住んでいる。走行速度の抑制、埃防止の散水など地元と組合の協議の中で決められた条件の中で、ダンプカーが走っているが、残土に何が入っているかわからず、将来的に熱海の土石流のように崩れることが心配だと思う。埋立地の監視は誰がやっているのか町に問い合</p>

発言者	内 容
事務局	<p>わせても、「チェックのしようがない、県ではないか」という返事があり、それも心配される部分である。この砂利採取場跡地についても、先ほどの災害に対する土地利用の記述同様、何らかの表現をしておくべきではないだろうか。</p> <p>また、樺河原川の土壌汚染等も心配である。総合計画において防災という観点は当然入っているだろうが、都市マスタープランにおいても土地利用に関する将来目標であるため、十分に留意しながら開発するといった何らかの形で言及することが必要と思われるのでぜひ検討いただきたい。</p> <p>砂利採取場跡地の埋め立てについては、しっかりと埋め立ての計画を立て、図面を起こした中で県の認可を経て実施されていると理解しているが、こういった体制で、どこまで監督・実行されているのかということもあるため、一度検討させていただけたらと思う。</p> <p>また、中井町は地下水を飲料水としているため、埋め立てに使われる残土の含有物、地下水の汚染の有無は町として本当に心配しており、組合の方に、ダンプの搬入一台ごとにPHの簡易測定を行っていただくほか、下流側の樺河原川の水質調査を町独自で実施している。</p>
会長	<p>樺河原川にも残土というかゴロタ石や砂利などが、かなりの量入ってきている。その他にも橋の上から、車のバッテリーや鍋といった不法投棄も多く見られ、ボランティアで清掃したこともある。川幅はあるが水量がない為にゴロタ石等の影響で、草木が繁茂して、土木事務所が撤去したこともある。本来なら組合に砂利などの撤去を命じてもいいと思うが、災害の問題も気になるため、都市マスタープランの中で災害のない町を目指すという表現を何らかの形でしておくべきだと思う。</p>
委員	<p>7頁の「○公園の機能維持・強化」において、「中井中央公園は町のスポーツ・レクリエーション拠点、町内外の多くの人交流する拠点として位置づけ、交流人口の拡大に向け、公園施設長寿命化計画に基づき、施設・機能の維持と必要となる更新に取り組みます」という記載がある。都市計画審議会で決定されたのかは不明だが、中央公園の多目的広場の半分を芝生化することが決まったと聞いている。私は中井町のスポーツ協会の委員をやっており、スポーツ関連で色々利用しているが、広場の半分が芝生化されると、使用用途に限られるのではないかとと思われる。郡総体の陸上競技会場として使われており、</p>

発言者	内 容
事務局	<p>今年度中井町で郡総体を実施予定であるが、芝生化されるとトラックが作れず陸上競技ができないのではないかと心配している。芝生化が決定した経緯はこちらでわかるか。</p> <p>多目的広場の半面芝生化は今年度予算で計上され、入札して業者が決まり、今月から着手する予定で動いている。経緯としては、多目的広場の交流人口、芝生化によるパフォーマンスの向上、プレー内容の高度化や天候による影響が小さくなるといった観点で、利用頻度が高くなることを見込み、町としては芝生化の方針を決めた。</p>
委員	<p>この都市計画審議会では芝生化が決定されたわけではないのか。公園の機能強化というような記載があったので、こちらで審議されたことかと思っていた。高度な技術スポーツということだが、多目的広場なので、多種多様な競技がされていていいと思う。半面芝生化すると逆に競技可能種目が少なくなるのではないだろうか。</p> <p>また現状でも幅4mくらい芝生のエリアが周りがあるが、その芝生と土のグラウンドに段差がある。以前使用した時も雨が降った翌日は水が抜けておらず、芝生の中の排水パイプも泥が詰まって、排水が上手くできないということがあった。芝生にすると土と芝生の段差が大きくなり、土のグラウンド部分が使いづらくなることも考えられるが、そういったことは審議されていないのだろうか。</p>
会長	<p>この都市計審議会では多目的広場の芝生化のことについては、全く議論していない。私が気になるのは、町は利用団体と協議することもなく決定したのかということである。業者も決まっているということなので、半面芝生化といっても、どこを芝生化するのか、利用団体と何らかの形で調整があるのかどうかについて聞くといいのではないか。</p>
委員	<p>もう施工が始まると思われ、南側半面を芝生化すると聞いている。多目的広場はサッカーによく使われているので、サッカーに合わせて芝生化しているのかと思っている。</p>
会長 事務局	<p>業者が決まって、変更もやむなしということなのか。すでに計画が決まっていたら、変えられないということなのか。</p> <p>町としても、芝生化を決定するにあたり、グラウンドの利用状況、種目別の利用エリアといった状況を見たところ、野球やソフトボール</p>

発言者	内 容
	<p>競技者は、北側を利用しており、南側に関しては圧倒的にサッカー競技での利用が多いという状況であった。そのため芝生化することによって、サッカー人口の増加や、サッカー以外の競技も可能な利用形態が図れるのではないかとということで、町としては南側半面の芝生化を行う方向で進めている。</p>
会 長	<p>それはトラック競技の方を無視しているということにはならないか。</p>
事 務 局	<p>確かに郡総体が年1回あるものの、担当課と協議したところ、他の施設で代替可能であるという回答もいただいていたことを踏まえ、町としては芝生化を進めている。</p>
会 長	<p>担当課があるということなので、利用団体としてはそちらに代替会場について問い合わせさせていただき、郡総体ができるかどうか検討いただければと思う。</p>
	<p>他にご意見等あるか。なければ運営を事務局にお返しする。</p>
事 務 局	<p>ご意見・ご指摘に感謝申しあげる。 今後の都市計画審議会は、7月7日（木）14：00～、8月26日（金）14：00～を予定している。 本日の意見を踏まえ修正した全体構想、地域別構想をお示しする予定である。</p>
委 員	<p>委員の変更があったほか、改定スケジュールも以前提示されたものから変わっていると思うので、改定スケジュールを一度提示してほしい。</p>
事 務 局	<p>次回都市計画審議会にて提示させていただきたい。昨年度提示させていただいたスケジュールから大きな変化はない。</p>
事 務 局	<p><挨拶></p> <p>6. 閉会</p>